

バーレーン商標登録の費用と手続き

バーレーンの商標に関する法的根拠は GCC 商標法の実施を承認する 2014 年法律第 6 号です。バーレーンは、パリ条約及びマドリッド協定の加盟国で、商標保護に先願主義を採用しています。商標登録は、出願日から 10 年間有効となり、有効期間満了前に 10 年間の更新が可能です。

1. バーレーン商標登録の費用

サービス	費用(米ドル)
ステップ 1: 検索	
1 商標につき	650
(1) バーレーンでは出願前の検索は義務つけられていません。 (2) 出願前の検索の範囲は、バーレーン商標局のデータベースのみに限定されます。 (3) 出願前の検索とは、既存の商標の有無の確認、及び登録の可能に対する意見です。検索には 15 営業日かかります。	
ステップ 2: 出願	
1 クラスにつき	1,200
(1) 上述の費用には、弊所のサービス料金及び政府手数料が含まれます。 (2) 上述の費用は、各クラスに 20 品目以下の商品が含まれる場合に適用されます。1 クラスに 20 品目超の商品が含まれる場合、1 品目増ごとに 10 米ドルが別途請求となります。 (3) マルチクラス出願は認められません。	
ステップ 3: 登録・証明書の取得	
1 商標につき	2,600

備考:

- 上記のサービス費用は、出願に対する異議のないこと、又はバーレーン商標局から出願書を修正する旨を受けたことのないことなど、出願が順調に進む場合に基づいて算出されたものです。
- 上記のサービス費用は郵便料及び翻訳料が含まれていません。
- 優先権主張のための手数料は、各クラスにつき 110 米ドルです。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場A棟12階1201室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi
Gerbang Kerinchi Lestari
59200 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 19 2177 344

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
T: +44 20 8176 3860

2. バーレーン商標登録の費用の計算例

例 1:1 商標、1 クラス

商標「ABC」を第 25 類(被服、履物、頭飾)に登録する、即ち、1 商標を 1 クラスに登録する場合、弊所の請求するサービス費用は以下の通りです。

商標の検索:650 米ドル

出願の提出:1,200 米ドル

証明書の受領:2,600 米ドル

合計:4,450 米ドル

例 2:2 商標、1 クラス

商標「ABC」及び商標「DEF」を第 25 類(被服、履物、頭飾)に登録する、即ち、2 商標を 1 クラスに登録する場合、弊所の請求するサービス費用は以下の通りです。

商標の検索:650+650=1,300 米ドル

出願の提出:1,200+1,200=2,400 米ドル

証明書の受領:2,600+2,600=5,200 米ドル

合計:8,900 米ドル

上記の計算例は、出願に対する異議のないこと、又はバーレーン商標局から出願書を修正する旨を受けたことのないことなど、出願が順調に進む場合に基づいて算出されたものです。計算結果の金額には、代理権限書及び商標登録証明書の郵便料及び翻訳料が含まれていません。

さらに、上述の費用は、各クラスに 20 品目以下の商品が含まれる場合に適用されます。1 クラスに 20 品目超の商品が含まれる場合、1 品目増ごとに 10 米ドルが別途請求となります。

3. 必要書類

- (1) 申請者によって署名され、公証人によって公証され、駐申請者母国のバーレーン領事館によって認証された授權書(弊所提供)
- (2) 記入済の「商標検索・登録注文書」(弊所提供)(申請しようとする商品・サービスのリストは 6 行以内とする)
- (3) 商標の JPEG 形式のソフトコピー
- (4) (優先権を主張する場合)優先権に関する書類の認証済写し(費用は別途かかる)
- (5) 出願人(法人)の母国又は他の国・地域での商標登録証明書、又はバーレーンもしくはその他のアラブ諸国の領事館によって認証された以下の書類(商標登録証明書がない場合):
 - (i) 出願人(法人)の法人設立証明書類
 - (ii) 会社登記所(法務局など)からの証明書
 - (iii) 出願人(法人)の事業承認登録簿謄本
 - (iv) 商工会議所からの証明書
- (6) 商標の訳(ある場合)

備考:出願人の国がハーグ条約加盟国である場合、授權書などは公証の必要はありません。アポストイーユ認証された書類は直接バーレーン商標局に提出できます。

4. 商標登録手続

- (1) 啓源は、商標のサンプル、商品・サービスの内容、登録の詳細などの情報を確認し、最新の見積もり、事前相談、商品・サービスの分類サポートを提供します。
- (2) お客様は見積もりを確認した後、啓源の提供する「商標検索・登録注文書」に記入し、メール、ファクス、郵送にて啓源に返送します。
- (3) 検索費用の入金確認後、啓源は検索を行います。検索報告書は 15 日以内にお客様に送付します(実際の時間は政府の処理時間による)
- (4) お客様は検索報告書に記載された弊所の分析と提案を参考し、出願か否かを決めます。出願決定の連絡及び出願費用を受けた後、弊所はバーレーン産業財産庁に商標登録出願を提出します。
- (5) バーレーン商標局は、同一又は類似の商標が既に他の出願人によって登録されたか否かを確認するために、商標登録記録の調査を行う同時に、出願される商標が法的登録要件に該当しているか否かを審査します。登録要件に該当しない場合、審査官は異議を申し立てます。
- (6) 商標登録出願が承認された場合、出願は工業所有権官報に掲載されます。
- (7) 公告期間に第三者による異議申し立てがない場合、バーレーン商標局は登録証明書を発行します。啓源は登録証明書を確認した上、お客様に送付します。

5. 所要時間

出願が順調に進む場合、バーレーン商標登録に必要な各手続きを完了するまでには約 3~9 ヶ月かかります。

6. 支払方法

各ステップのサービス費用は、各ステップのサービス開始前に請求されます。お客様は中国本土の増値税発票が必要な場合、又は台湾の営業税発票が必要な場合、それぞれ 7%又は 5%の追加料金が発生します。

弊所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。詳細は[こちら](#)。

7. 返金条項

サービスを提供し始めた後、特別な事情がない限り、費用が返金されません。例えば、弊所は検索を実施した結果、同一の商標が既に登録されていることを判明し、出願が続行できない場合、検索サービス費用を返金しません。あるいは、商標登録出願を提出しましたが、出願がバーレーン商標局又は第三者からの異議によって拒否された場合、関連するサービス費用も返金しません。

お客様は事前に 3 つのステップのサービス費用を全て支払いましたが、弊所は検索を実施した結果、同一又は類似の商標が既に登録されていることを判明し、出願が続行できない場合、銀行手数料を控除したステップ 2~3 のサービス費用を返金します。

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

KAIZEN 啓源